
田上町障がい者計画

第5期田上町障がい福祉計画

第1期田上町障がい児福祉計画

平成30年3月
田上町

【目次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1)計画の法的位置づけ.....	2
(2)計画の整合性.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定経過.....	3
(1)町民の意見反映.....	3
(2)障がい者の表記.....	3
(3)新潟県・近隣市村の連携.....	3
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	4
1 人口の状況.....	4
2 障がい者の状況.....	5
(1)身体障がい者の状況.....	5
(2)知的障がい者の状況.....	8
(3)精神障がい者の状況.....	9
(4)自立支援医療(精神通院医療)受給者.....	10
(5)障害支援区分別の認定者数.....	11
第3章 計画の基本方針.....	12
1 計画の基本方針.....	12
2 計画の視点と基本目標.....	13
(1)心のバリアをなくすために.....	13
(2)ともに生活できる安心な社会を実現するために.....	13
(3)人にやさしいまちづくりを進めるために.....	14
(4)個性に応じた保育・教育を進めるために.....	14
(5)自立や社会参加を進めるために.....	14
(6)健やかに暮らすために.....	14
(7)情報のバリアをなくすために.....	14
3 施策の体系.....	15
第4章 障がい者計画.....	16
1 施策の方向性.....	16
(1)心のバリアをなくすために.....	16
(2)ともに生活できる安心な社会を実現するために.....	17
(3)人にやさしいまちづくりを進めるために.....	21
(4)個性に応じた保育・教育を進めるために.....	22
(5)自立や社会参加を進めるために.....	23
(6)健やかに暮らすために.....	25
(7)情報のバリアをなくすために.....	27
第5章 第5期障がい福祉計画.....	29
1 第4期計画の数値目標の達成状況.....	29
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	29
(2)地域生活支援拠点の整備.....	30
(3)福祉施設から一般就労への移行.....	31

2	平成32年度に向けた目標値	33
	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
	(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
	(3)地域生活支援拠点等の整備	34
	(4)福祉施設から一般就労への移行等	35
3	第5期計画での障がい福祉サービスの利用状況と見込量	38
	(1)訪問系サービス	39
	(2)日中活動系サービス	45
	(3)居住系サービス	56
	(4)相談支援サービス	58
4	地域生活支援事業の見込量と確保策	60
	(1)理解促進研修・啓発事業	60
	(2)自発的活動支援事業	61
	(3)相談支援事業	61
	(4)成年後見制度利用支援事業	63
	(5)成年後見制度法人後見支援事業	64
	(6)意思疎通支援事業	65
	(7)日常生活用具給付事業	66
	(8)手話奉仕員養成研修事業	68
	(9)移動支援事業	69
	(10)地域活動支援センター事業・機能強化事業	70
	(11)任意事業	72
第6章 第1期障がい児福祉計画		74
1	障がい児支援の提供体制の整備等	74
	(1)障がい児支援の提供体制	74
	(2)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	75
2	平成30～32年度 障がい児福祉サービスの見込量	75
	(1)障がい児支援	75
第7章 計画の推進体制		81
1	計画の評価	81
	(1)計画の点検・評価結果の反映	82
	(2)障害者自立支援協議会等との連携	82

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法では、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援が行われてきました。

さらには、平成28年5月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から全面施行される予定となっています。

田上町では、平成24年度から平成29年度までの「田上町障がい者計画」、平成27年度から平成29年度までの「第4期田上町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するサービス全体の基盤整備等について計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

平成29年度でこれらの計画期間の終了を迎えるため、障がい者をとりまく環境の変化や、国の基本指針に基づいて見直しを行い、新たな計画を策定することとなりました。また、児童福祉法の改正により障がい児福祉サービスなどの見込量を定める障がい児福祉計画を合わせて、「田上町障がい者計画（平成30年度から平成35年度）・第5期田上町障がい福祉計画・第1期田上町障がい児福祉計画（平成30年度から平成32年度）」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「田上町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がいの状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「第5期田上町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、平成28年5月に可決成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月全面施行予定）により、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため「障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、「第1期田上町障がい児福祉計画」を一体のものとして策定しています。

(2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第5次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

「田上町障がい者計画」は平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とし、「第5期田上町障がい福祉計画」・「第1期田上町障がい児福祉計画」は平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の策定経過

(1) 町民の意見反映

田上町障害者自立支援協議会の委員として、障がい福祉関係者、雇用関係者が参加し、委員の意見を適宜反映しました。

(2) 障がい者の表記

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

(3) 新潟県・近隣市村との連携

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

本町の平成29年4月1日の住民基本台帳人口は、12,069人となっており減少傾向で推移しています。

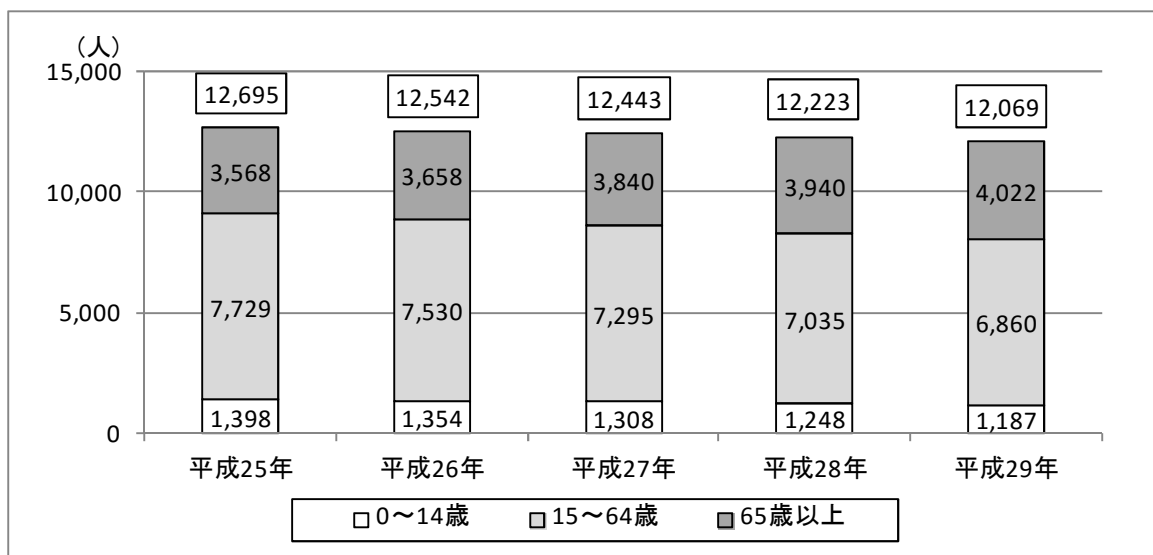
年齢別で見ると、0～14歳、15～64歳が減少する一方で、65歳以上は増加しており、平成29年では4,022人、総人口に占める割合は33.3%となっています。

【人口の推移】

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	12,695	12,542	12,443	12,223	12,069
0～14歳	1,398 (11.0%)	1,354 (10.8%)	1,308 (10.5%)	1,248 (10.2%)	1,187 (9.8%)
15～64歳	7,729 (60.9%)	7,530 (60.0%)	7,295 (58.6%)	7,035 (57.6%)	6,860 (56.8%)
65歳以上	3,568 (28.1%)	3,658 (29.2%)	3,840 (30.9%)	3,940 (32.2%)	4,022 (33.3%)

(各年4月1日現在)



2 障がい者の状況

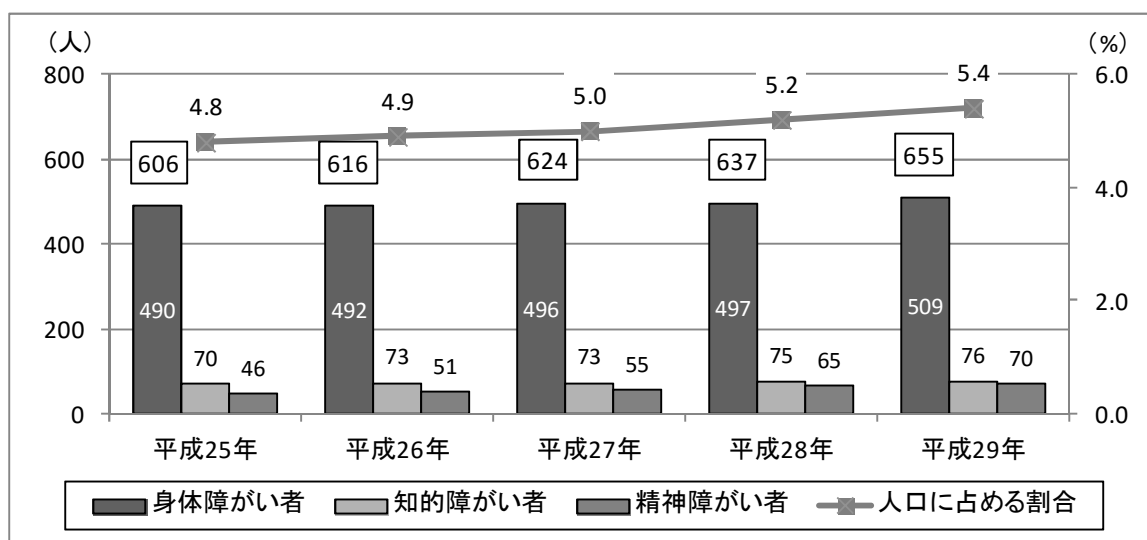
本町の障がい者の推移をみると、身体障がい者数は平成25年から平成29年にかけて増加傾向の推移になっており、平成29年の総人口に占める割合は5.4%となっています。

【総人口、障がい者総数の推移】

(単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	12,695	12,542	12,443	12,223	12,069
障がい者総数	606	616	624	637	655
身体障がい者	490	492	496	497	509
知的障がい者	70	73	73	75	76
精神障がい者	46	51	55	65	70
人口に占める割合	4.8	4.9	5.0	5.2	5.4

(各年4月1日現在)



(1) 身体障がい者の状況

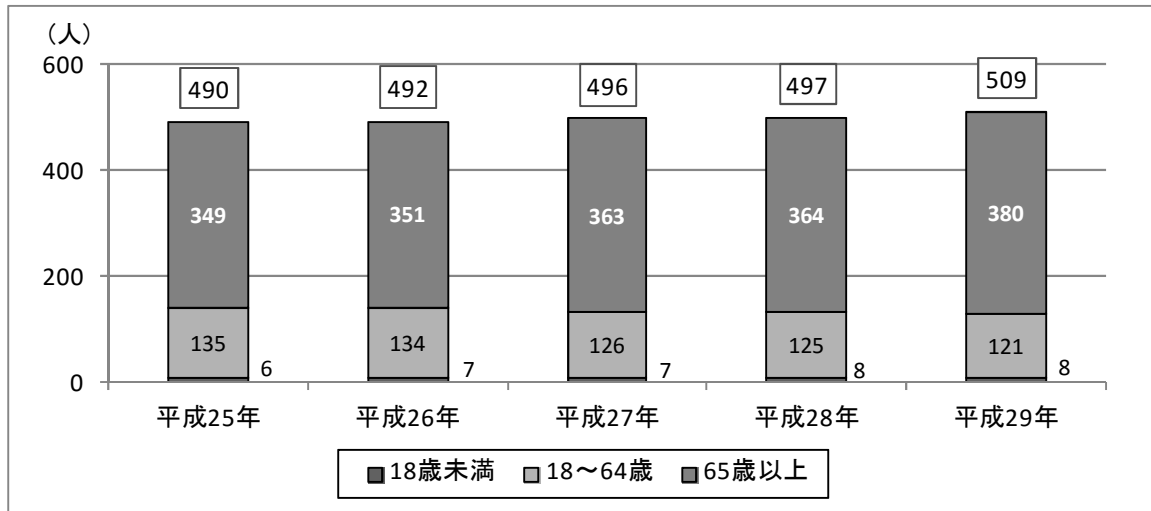
身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、全体的に増加傾向にありますが、18～64歳は減少傾向となっており平成29年では121人となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	6	7	7	8	8
18～64歳	135	134	126	125	121
65歳以上	349	351	363	364	380
合計	490	492	496	497	509

(各年4月1日現在)



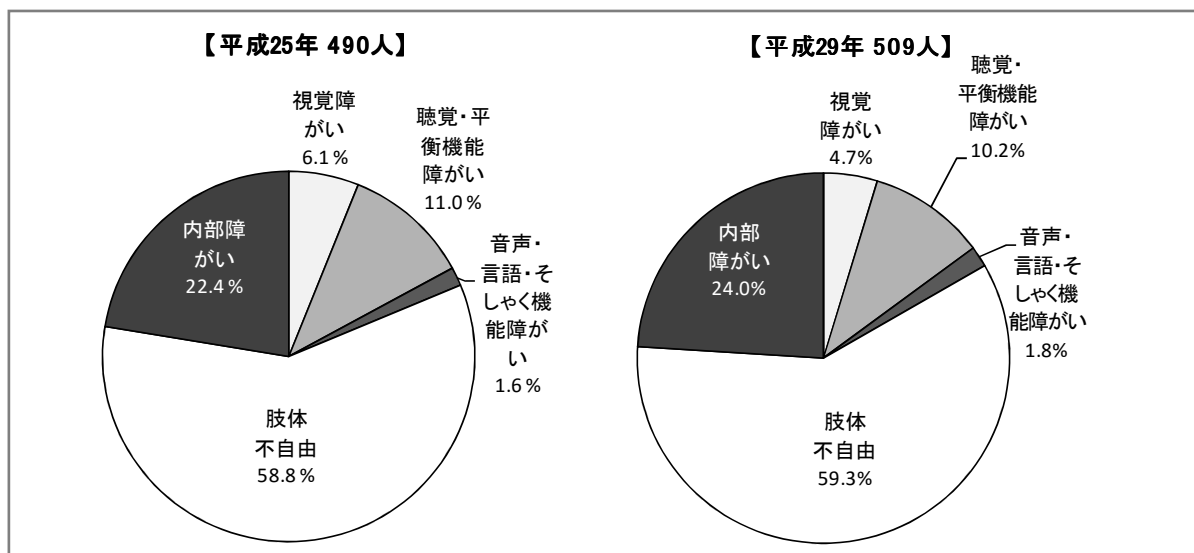
身体障害者手帳所持者の推移を障がい種別ごとにみると、肢体不自由が占める割合が最も高く、平成29年では302人で全体の59.3%となっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種別割合】

(単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障がい	30 (6.1%)	30 (6.1%)	28 (5.6%)	23 (4.6%)	24 (4.7%)
聴覚・平衡機能障がい	54 (11.0%)	53 (10.8%)	54 (10.9%)	53 (10.7%)	52 (10.2%)
音声・言語・そしゃく機能障がい	8 (1.6%)	7 (1.4%)	7 (1.4%)	9 (1.8%)	9 (1.8%)
肢体不自由	288 (58.8%)	288 (58.5%)	293 (59.1%)	295 (59.4%)	302 (59.3%)
内部障がい	110 (22.4%)	114 (23.2%)	114 (23.0%)	117 (23.5%)	122 (24.0%)
合計	490	492	496	497	509

(各年4月1日現在)



内部障がい：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がいなどをいいます。

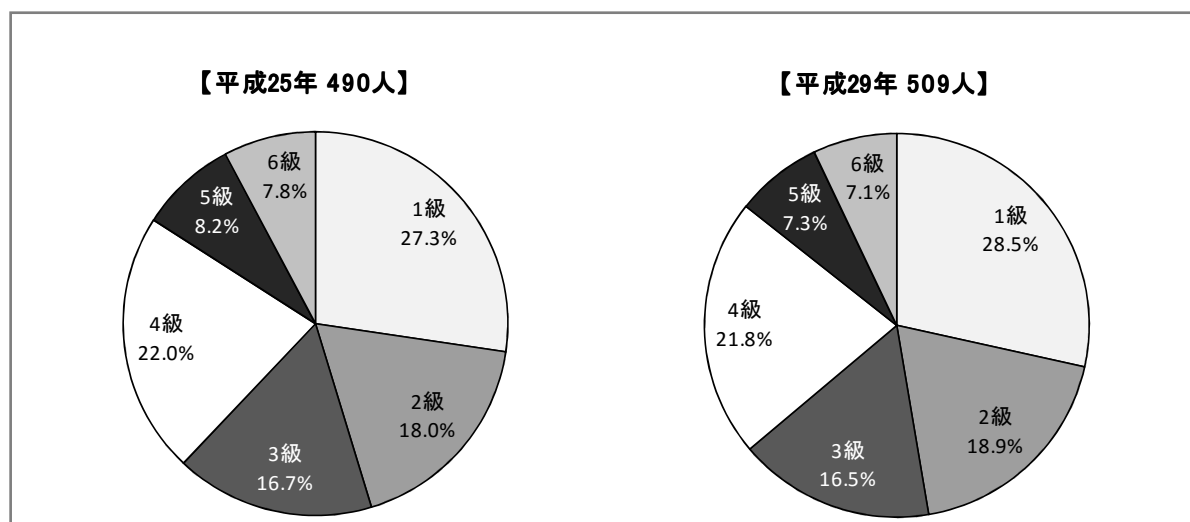
身体障害者手帳所持者の推移を等級別にみると、平成29年では1級の占める割合が最も高く145人で、全体の28.5%を占めています。次いで4級が111人で21.8%となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級別割合】

(単位：人、%)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	134 (27.3%)	138 (28.0%)	148 (29.8%)	145 (29.2%)	145 (28.5%)
2級	88 (18.0%)	88 (17.9%)	90 (18.1%)	89 (17.9%)	96 (18.9%)
3級	82 (16.7%)	79 (16.1%)	81 (16.3%)	84 (16.9%)	84 (16.5%)
4級	108 (22.0%)	111 (22.6%)	109 (22.0%)	112 (22.5%)	111 (21.8%)
5級	40 (8.2%)	38 (7.7%)	32 (6.5%)	33 (6.6%)	37 (7.3%)
6級	38 (7.8%)	38 (7.7%)	36 (7.3%)	34 (6.8%)	36 (7.1%)
合計	490	492	496	497	509

(各年4月1日現在)



身体障がい者の等級別・障がい種別の手帳所持状況をみると、1級の内部障がい者が最も多く75人となっています。次いで4級の肢体不自由が74人、2級の肢体不自由が65人の順となっています。

【身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持状況】

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	7	2	1	60	75	145
2級	9	21	0	65	1	96
3級	2	6	5	53	18	84
4級	1	5	3	74	28	111
5級	4	0	0	33	0	37
6級	1	18	0	17	0	36
合計	24	52	9	302	122	509

(平成29年4月1日現在)

(2) 知的障がい者の状況

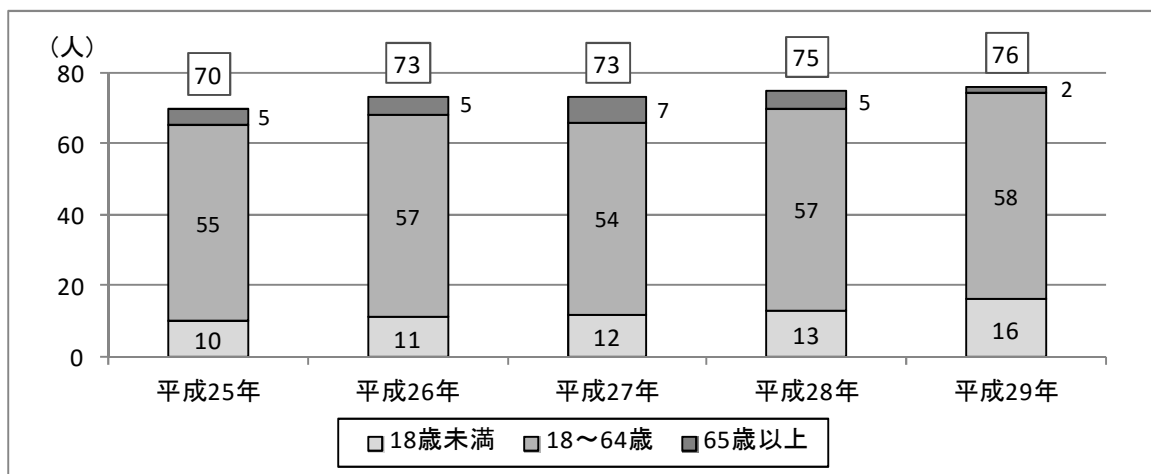
療育手帳所持者数の推移はやや増加傾向となっており、平成29年では76人となっています。年齢区分別でみると、18歳未満、18～64歳はほぼ横ばいとなっていますが、65歳以上は減少傾向にあります。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	10	11	12	13	16
18歳～64歳	55	57	54	57	58
65歳以上	5	5	7	5	2
合計	70	73	73	75	76

(各年4月1日現在)



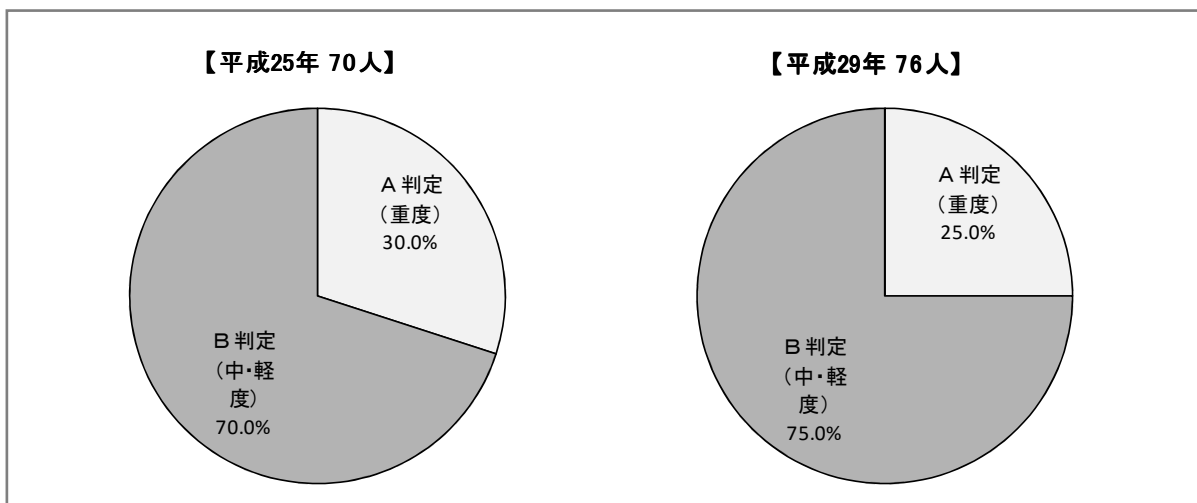
療育手帳所持者の推移を判定別にみると、B判定（中・軽度）の占める割合が高くなっており、平成29年では57人で全体の75%を占めています。

【療育手帳所持者の判定別割合】

(単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A判定 (重度)	21 (30.0%)	22 (30.1%)	21 (28.8%)	19 (25.3%)	19 (25.0%)
B判定 (中・軽度)	49 (70.0%)	51 (69.9%)	52 (71.2%)	56 (74.7%)	57 (75.0%)
合計	70	73	73	75	76

(各年4月1日現在)



(3) 精神障がい者の状況

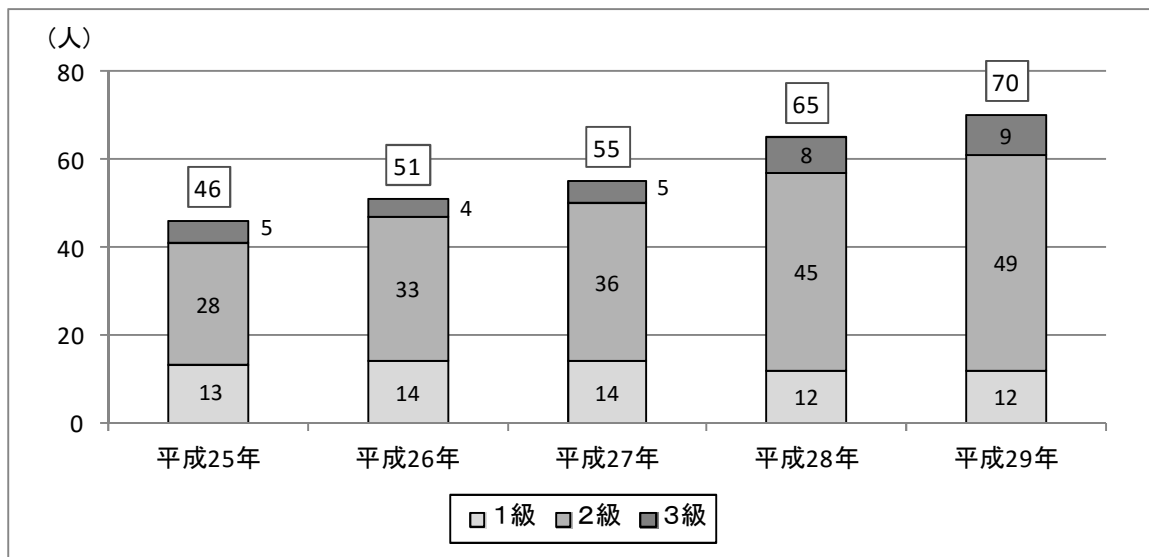
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は平成25年から増加傾向となっており、平成29年では70人となっています。等級別で見ると、2級、3級が増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳保持者	46	51	55	65	70
1級	13	14	14	12	12
2級	28	33	36	45	49
3級	5	4	5	8	9

(各年4月1日現在)



（４）自立支援医療（精神通院医療）受給者

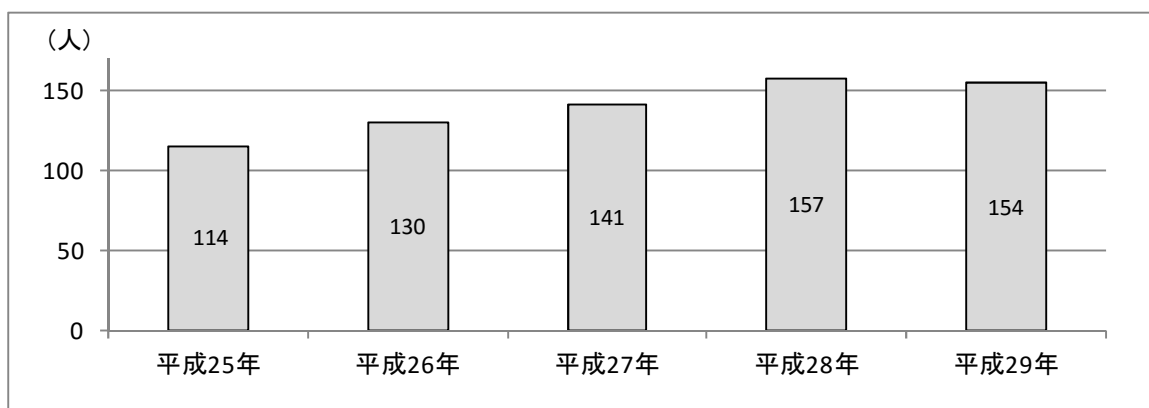
自立支援医療（精神通院医療）の受給者の推移は、平成28年まで増加傾向となり、平成29年には少し減少し154人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移】

（単位：人）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者	114	130	141	157	154

（各年4月1日現在）



(5) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別の認定者数は、平成29年4月1日現在56人となっています。区分別では、区分3が14人で最も多く、次いで区分4が11人、区分2が10人の順となっています。

【障害支援区分別認定者数】

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	2	1	3	6
区分2	2	3	5	10
区分3	5	7	2	14
区分4	0	10	1	11
区分5	2	5	0	7
区分6	2	5	1	8
合計	13	31	12	56

(平成29年4月1日現在)

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

本計画は、第5次田上町総合計画を基本とし、障害者基本法に基づく平成24年3月策定の「田上町障がい者計画」の基本理念を踏まえた計画として推進します。

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の能力や適性に応じた柔軟な形態による障がい者への施策を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

基本理念

**地域でともに暮らせる 安全で安心のある
まちづくり**

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定への支援

基本理念を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しながら、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの対象となる、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障がい児のサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等についても給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

サービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりや関係団体、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

2 計画の視点と基本目標

田上町では、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、家族介護等ができなくなっている状況が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者施策の充実に努めます。また、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、サービスの適切な利用を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

前計画を検証した結果、本計画では以下の7点を基本目標に位置づけ、障がい児・者に安定したサービスを提供します。

(1) 心のバリアをなくすために

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、社会的障壁の解消など支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう障がいに対する町民の関心を高めるとともに、配慮が必要なことへの理解を深めていきます。

(2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化、社会参加の進展などにより、必要とするサービスも多様化しています。

そのため、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、必要な支援を行うとともにサービスの量的・質的の充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザイン（すべての人のためのデザイン）の視点から、住環境及び施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を促進します。

(4) 個性に応じた保育・教育を進めるために

障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。また、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供できる体制の構築に努めます。

(5) 自立や社会参加を進めるために

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性にあった多様な雇用の場と就労後の定着支援が重要です。障がい者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会貢献ができるよう施策の充実を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

(6) 健やかに暮らすために

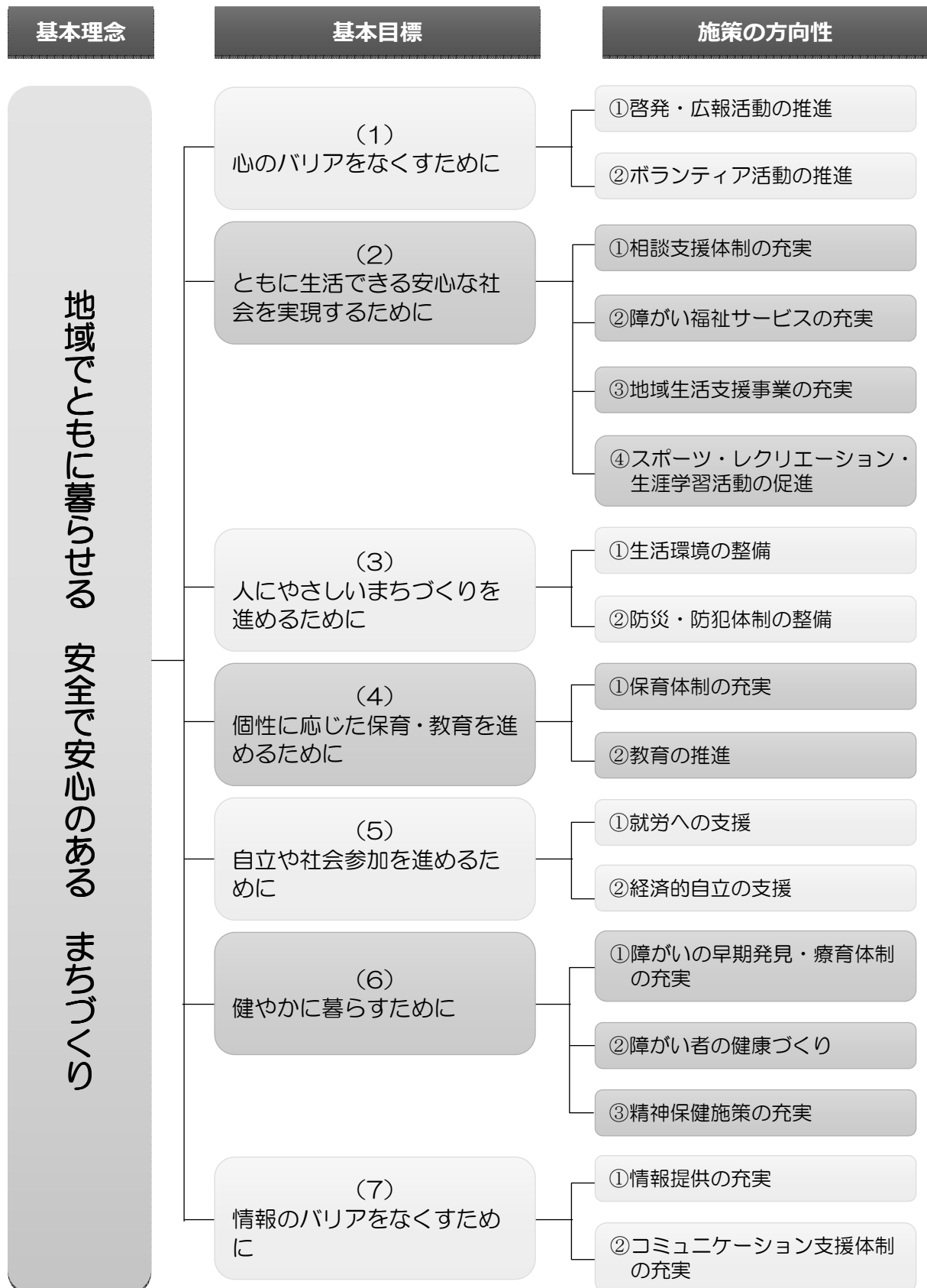
肢体不自由のある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童にとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。そのため、障がいの早期発見・早期療育のために各種健康診断を実施し、障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう、支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある方のライフステージ（年代による段階）に応じた保健・医療を提供するため、関係機関が連携しながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションまで、一貫した体制の整備を図ります。

(7) 情報のバリアをなくすために

障がい者の福祉サービス等の利用を促進するためには、適切な情報提供が不可欠です。それぞれの障がいに応じた、当事者が利用しやすい情報媒体を通じた情報の提供に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発を推進します。

3 施策の体系



第4章 障がい者計画

1 施策の方向性

(1) 心のバリアをなくすために

① 啓発・広報活動の推進

障がいに対する正しい知識を広め、障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

また、障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見を無くし、すべての町民が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての様々な配慮に向けた取り組みを進めます。

■ 施策の展開

■ 広報紙等による啓発

障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、広報やホームページを活用するとともに、ふれあい交流事業や研修会等の活動を通じて、様々な形で情報発信し、広く周知を図ります。

■ 障がい者理解のための教育

障がいについての正しい理解や人権に対する理解と認識を高めるため、学校等における福祉教育を推進します。

■ 障害者差別解消法の周知

障がいのある人に対する理解を深めるため、パンフレット等を活用した啓発活動を実施していきます。

また、障がい者週間（12月3日～12月9日）について、町民に対しての周知を行うなど様々な機会や場を通じて相互理解のための取り組みを実施します。

■ 地域における自発的な各種交流活動への支援

障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。

② ボランティア活動の推進

活力ある共生社会を構築するためには、ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、ボランティア活動の推進や研修会等の開催によりマンパワー（人的資源）の向上に努めます。

町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、田上町社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携を取りながら、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

■ 施策の展開

■ 障がい者支援ボランティアの確保・育成

ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進し、指導者的人材を育成します。

また、障がい者支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。

■ ボランティア活動等の推進

児童、生徒や町民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

(2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

① 相談支援体制の充実

障がい者福祉に限らず、地域住民のニーズが多様化しています。

障がい者やその家族からの様々な相談について、窓口での対応や関係機関と調整を図りながら、日常生活の困ったことや要望にきめ細かく対応できるよう努めます。

■ 施策の展開

■ 町による相談の充実

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう相談支援体制の構築に努めます。

■ 相談支援体制の充実

身近な相談窓口で適切な支援を行うため、各施設や関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、身近な相談者として民生委員・児童委員との連携を図りながら必要な支援を行います。

■ 障がい児相談支援

障害児通所支援を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。

また、定期的なモニタリング（経過確認）を行い、障害児支援利用計画を見直します。

■ 人材の確保・育成

相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。

■ 虐待の防止

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みを進めます。

■ 成年後見制度の利用促進

知的障がい又は精神障がい（発達障がい者など）により判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成に努めます。

■ 難病患者等への支援

難病患者や高次脳機能障がい者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応できるよう、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整などを行います。

② 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法をはじめとする各種法律の改正により、障がい者の定義に難病患者が加わるなど、障がい者福祉の対象も多様になっています。

こうしたなか、国の障がい者施策はこれまでの入院・入所から、必要な支援を受けながら地域で共に暮らす在宅支援に重心を移しつつあり、障がい者の暮らしを支える生活支援の各種サービスの充実が求められています。

サービスを必要とする人が、必要な障がい福祉サービス等を適切に受けることができるよう、制度の周知徹底を図るとともに、障がい福祉サービス等の提供にあたっては、障がいの特性を踏まえたきめ細かい対応に努めます。

■ 施策の展開

■ 在宅サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していきます。

また、居宅介護、生活介護等のサービス提供体制の確保を図ります。

■ 人材育成・確保

在宅での生活の充実に向けて、訪問系、日中活動系の障がい福祉サービス及

び地域生活支援事業等のサービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がい者の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

■ サービス等利用計画制度の着実な推進

必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。

■ 補装具の周知

障がい者が補装具等をできるだけ利用し活用できるよう、補装具の周知と補装具取り扱い業者についての情報提供を行ってきます。

③ 地域生活支援事業の充実

障がいのある人も、地域住民の一員として、就労も含めて自分らしく地域へ貢献し、障がいのある人もない人も、ともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行、あるいは親元から離れた暮らし等、自立した地域生活の支援を推進するために、地域における複数の機関が有機的な連携の下に、機能を分担して担う体制（地域生活支援拠点）の整備を図ります。

■ 施策の展開

■ 日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の、自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。

■ 地域移行・地域定着の支援体制の強化

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する相談支援事業所の確保に努めます。

■ 必要なサービスの確保

日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供とあわせて介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアの必要な重度の障がいがある人の日中活動の場など、不足しているサービスの確保に努めます。

④ スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

障がい者の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、他者とふれあう機会を提供していく必要があります。個人・団体の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援をしていきます。

■ 施策の展開

■ スポーツ・レクリエーション等の活動の支援

多様なスポーツ競技の紹介などにより、障がい者にスポーツに親しみ、参加する機会を提供するとともに、障がい者が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加へのきっかけづくりと健康維持を図ります。

障がい者の生きがいがいづくりにもつながり、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。

■ スポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実

障がい者団体に対して、障がいのある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。

■ 社会参加の支援体制の充実

障がい者の様々な分野での社会参加の支援のため、スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がい者自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。

また、障がい者が、スポーツ、レクリエーション、創作活動にかかわる多様な活動に参加できるよう情報を提供します。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

① 生活環境の整備

日常生活を営む場所である住宅等、地域での活動や社会参加が無理なくできるよう、公共施設や交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を推進します。

■ 施策の展開

■ 住まいの確保

障がい者の地域生活への移行や今後の住まいへの要望を踏まえ、地域で自立生活を営むための暮らしの場としてグループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めます。

■ 住宅のバリアフリー化の支援

居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。

■ 施設・設備等の整備・改善の推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、公共施設などにおける障がい者とのコミュニケーション方法を改善する仕組みづくりに努めます。

② 防災・防犯体制の整備

災害時における不安の解消を図るため、防災対策を障がい者の視点から再点検し、災害時の避難対策等の仕組みづくりを推進する必要があります。

地域の情報を共有し、障がい者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、地域で見守る体制を構築します。

■ 施策の展開

■ 地域ぐるみの防災体制づくりの推進

障がい者が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。

災害等による避難指示または避難勧告が出された場合には、町の災害対策本部や民生委員・児童委員等が、事前に登録されている障がい者の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。

■ 地域での助け合い活動の推進

地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障がいのある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。

(4) 個性に応じた保育・教育を進めるために

① 保育体制の充実

障がいの重度化や重複化、多様化の状況を踏まえ、障がいの種類や程度等に応じ、乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行うことが求められています。

障がいのある子どもの保育園等での受け入れや、保護者に対する相談支援体制を充実していきます。

就学前の健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を図ります。

■ 施策の展開

■ 障がい児保育や障がい児のいる家庭の相談体制の充実

障がいのある子どもの保護者に対し、「療育相談」や「カウンセリング」、「家庭教育相談」などの相談窓口を充実するとともに、コーディネート（調整）機能をもつ窓口を整備し、就学前および就学後の教育相談の充実を図ります。

■ 保育園等の受け入れ体制の充実

様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。

保育園や幼稚園で受け入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図ります。

② 教育の推進

障がいによる様々なハンディキャップにより、小・中学校の普通学級における教育を受けることが困難な場合や、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい児童生徒については、その能力を最大限にのばし、将来の目標に向かって前進する意欲の維持向上につながる教育体制の整備と総合的な支援が必要です。

就学時健康診断等の結果に基づき、障がいの状況や保護者の希望等を考慮して、保護者の不安解消を図りながら就学指導を行い、個々の教育ニーズに十分に配慮し、一人ひとりに対し最善の教育体制が選択できるよう支援体制の整備を推進します。

■ 施策の展開

■ 教職員への研修の実施

発達障がいのある子どもが、幼稚園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、幼稚園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。

■ 適切な教育支援相談の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成を目指した教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な支援体制の充実に努めます。

■ 教育相談、進路指導の充実

障がいのある児童・生徒の教育について、保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校等との連携を図ります。

また、関係機関との連携を取りながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実に努めます。

(5) 自立や社会参加を進めるために

① 就労への支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労に対する意欲や就労先の確保が不可欠です。しかし、就労の機会を確保するのが困難な状況です。

ハローワークなどの労働行政関係機関と連携しながら、就労を希望する人への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があり、障がいの状況や本人の適正に応じて福祉的就労が可能な事業所や就労移行支援・就労継続支援実施事業所との連携など、いくつかの選択肢を確保するよう努めます。

障がい者自身が望む働き方ができるよう、広く町民に障がい者理解を深める啓発を実施するなど一般就労へ向けた支援を充実するとともに、福祉的就労の場の確保など、多様な働き方、働く環境の改善に努めます。

■ 施策の展開

■ 障がい者雇用の理解・啓発

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、障がい者の雇用拡大のため、事業主や従業員に対する啓発を推進します。

■ 一般就労に向けた支援体制の強化

ハローワークと連携し、障がい者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。また、職場実習など、障がい者の職業体験機会の提供に取り組みます。

障がい者を受け入れている事業所に対しては、ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場定着のための支援の利用を進めます。

■ 福祉的就労の支援

授産品の販路を開拓し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がい者の工賃アップのための支援に取り組みます。

また、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るよう努めるとともに、職員の採用について、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。

② 経済的自立の支援

障がい者自身が自立して生計を立てていくことは難しく、家族や親族等の支援を受けながら生活しているのが現状です。経済的な安定は社会生活を営むうえで重要なものであり、障がいのある人やその家族に対する各種手当、年金制度等の拡充が必要です。

就労支援等を含め、障がい者が地域で自立して生活できるよう基盤整備を進めます。

■ 施策の展開

■ 各種年金、手当等の制度の周知徹底

障がいのある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。

障害基礎年金（国民年金）について、障がいのある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。

(6) 健やかに暮らすために

① 障がいの早期発見・療育体制の充実

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

乳幼児の各種健診においては、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めていきます。育児教室、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

今後も乳幼児の健診を充実させ、疾病の早期発見に努めるとともに、医療・保健・福祉・教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立に努めます。

■ 施策の展開

■ 母子保健等の保健指導の充実

乳児健診などの事業を継続して実施し、発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児を早期に発見・対応することで、障がいの進行の緩和・軽減を図ります。

■ 発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関との連携

発達の遅れを早期発見し、適切な発達支援へとつないでいけるよう関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実に取り組みます。

■ 保健師による訪問指導の充実

障がいのある人やその家族の自宅に保健師などが訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図ります。

② 障がい者の健康づくり

障がいの悪化や機能低下を防ぐために、適正な医療と回復に向けたリハビリテーションが必要です。

入院治療から在宅での生活がスムーズに行えるように、医療と保健の十分な連携体制の確立とともに、機能訓練や訪問指導によるリハビリテーションの拡大充実のためのマンパワーの確保に努めます。

■ 施策の展開

■ 医療費の助成

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの医療費の公費負担や医療費助成を行います。

■ 保健指導の推進

「健康相談」や「訪問指導」を実施し、心身の健康に関する相談を通じて生活指導や健康づくりの啓発を行うとともに、新たな障がいの発生を予防し、状態の維持や改善を図ります。

■ 健康づくりの知識の普及

町民一人ひとりの健康づくりのための行動指針である「健康たがみ 21」に基づき、町民の主体的な健康増進と疾病予防の取り組みを支援します。

また、栄養・運動教室の開催などにより、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

■ 医療機関等との連携

関係機関や医療機関との連携に努め、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。

③ 精神保健施策の充実

複雑化している現代社会では、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の健康を失った人が増加しています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気でありながら、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解が必要です。

精神障がいは未然に予防することが重要であるため、うつ予防やひきこもり予防など、早期からのメンタルヘルス対策を推進します。

精神障がいのある人の安定した社会生活を維持するために、困難なケースの相談についても専門員による支援をいつでも気軽に受けられるよう、相談支援体制の強化と事業の周知に努めます。

また、住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、医療機関や障がい者支援機関との連携を強化しながら、地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進します。

■ 施策の展開

■ 発達相談の充実

発達の遅れや障がいの疑われる乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。

■ 精神保健活動等の推進

退院後、地域生活を送るうえで必要となる障がい福祉サービスのスムーズな利用につながるよう、精神保健福祉手帳の取得を促します。

また、精神保健相談により精神障がいの早期発見・早期治療から地域リハビリテーションにつなげます。

■ 精神保健医療等の充実

精神障がいのある人に対するサービスの充実を図り、退院促進や地域移行支援、地域定着支援、就労支援など医療的ケアと福祉的ケアの両面において支援の充実に努めます。

■ こころの健康づくり

心の健康づくりに関する理解が町民に深まるよう、広報・啓発に努めます。

(7) 情報のバリアをなくすために

① 情報提供の充実

広報紙は町の福祉の情報源として大きな役割を持ち、有効に活用されています。障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実していきます。

■ 施策の展開

■ 「福祉制度のご案内」の配布

「障がい者福祉制度のご案内」を作成するとともに、広報紙等によりサービスなどの情報提供を充実していきます。

■ 町のホームページの更新

利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。

② コミュニケーション支援体制の充実

視覚や聴覚障がいのある人の社会的自立を促進するため、情報提供やコミュニケーションの補完ということが重要です。

そのため、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

■ 施策の展開

■ 手話通訳者の確保・養成

手話ボランティア養成講座などの開催を通じて手話通訳者の確保・養成を図ります。

また、要約筆記者を十分活用してもらえるよう、広報に努めます。

■ 手話奉仕員養成研修の促進

手話奉仕員養成研修等への参加を促進し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保につなげます。

第5章 第5期障がい福祉計画

1 第4期計画の数値目標の達成状況

第4期障がい福祉計画では、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障がい福祉サービスの量を見込むにあたり、平成29年度を目標年度とした数値目標を定めました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

平成29年度末において、地域生活に移行した人の目標を設定します。

- ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実状を踏まえて設定します。
- イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実状を踏まえて設定します。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	16人	16人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	15人	15人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	1人 6.3%	1人 6.3%	入所者数にかかる差引減少見込 数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	1人 6.3%	1人 6.3%	施設入所からグループホーム等 への移行者数

(2) 地域生活支援拠点の整備

【国の基本指針】

平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実状を踏まえて設定します。

【実績】

項目	整備の有無	
	目標値	実績
平成29年度末時点での地域生活拠点等	—	有 ・ 無
考え方		
<p>障がい者の高齢化・重度化や、「親なき後」の生活を見据えた総合的な支援の必要性が増している現状において、地域生活支援拠点の整備の重要性が高まってくるものと考えられます。</p> <p>地域生活支援拠点には、グループホームなどの「居住支援機能」の面と、相談や緊急時の対応などを行う「地域支援機能」の面があり、それらを一体的に備えていることが望ましいと考えられます。</p> <p>しかしながら、拠点整備の実現には財政面や体制面など様々な制約があることなどから、自立支援協議会等を中心に整備の在り方について検討していく必要があります。</p> <p>また、町単独で整備することが難しい機能であっても、圏域としての整備実現性の検討を働きかけるなど、広域的な枠組みの中での研究を働きかけます。</p>		

(3) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の成果目標を設定します。
- ・目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実状を踏まえて設定します。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	1人 —倍	0人 —倍	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数

[国の基本指針]

- ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実状を踏まえて設定します。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業 利用者数(A)	2人	2人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数 利用者数(B=A×2.0)	4人 200.0%	3人 150.0%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

[国の基本指針]

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実状を踏まえて設定します。

【実績】

項 目	目 標 値	実 績	考 え 方
平成29年度末の 就労移行支援事業所の数 (A)	—	—	平成29年度末における就労移行 支援事業所の数
平成29年度末の 就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	—	—	平成29年度末において就労移行 率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上の 事業所の割合 (B/A)	—	—	平成29年度末において、就労移 行支援事業所のうち、就労移行率 が3割以上の事業所の割合

2 平成32年度に向けた目標値

国の基本指針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「地域生活支援拠点の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」について、平成32年度末における数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- ・平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	14 人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	13 人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率 (イ=C/A×100)	1 人 7.1 %	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 (ア=D/A×100)	1 人 7.1 %	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項 目	協議の場の有無
平成32年度末時点での協議の場	(有) ・ 無
考え方	
参集者：保健所、病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等 実施内容：精神科病院からの地域移行に関する協議等、精神障がい者の支援に係る協議を行います。（必要に応じ、町自立支援協議会を活用し検討する。）	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項 目	整備の有無
平成32年度末時点での地域生活支援拠点等	(有) ・ 無
考え方	
24時間365日の相談対応及び緊急時の受入れ体制を整えるため、相談支援事業所がコーディネートを行い、短期入所事業所において緊急時の受入れを行います。	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の成果目標を設定します。

目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数(A)	2人	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=(B/A)	3人 1.5倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	3人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B=A×1.2)	4人 133.3%	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

【国の基本指針】

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※「就労移行率」の定義：ある年度の翌4月1日時点での就労移行支援事業の利用者数と当該年度中に一般就労へ移行した人の割合

【計画】

項目	目標値	考え方
平成32年度末の 就労移行支援事業所の数（A）	0箇所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数
平成32年度末の 就労移行率3割以上の事業所の数 （B）	0箇所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上の 事業所の割合（B/A）	0.0%	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

■考え方■

本町には就労移行支援事業所がないため、現状の目標値は定めていません。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

【国の基本指針】

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定します。

※「1年後」の定義

「事業利用（支給決定）から1年超となる日」（＝満1年に該当する日の翌日）を指す。

（例）「平成30年4月1日」に事業利用開始した（支給決定を受けた）場合、「平成31年4月1日」を指す。→ したがって、事業導入開始となる平成30年度は、「支給決定から1年後」に該当する人なし。

【計画】

項目	目標値	考え方
平成30年度の新規利用者数（A）	0人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）人の数
【目標値】目標年度の職場定着者数（B） 目標値＝（B/A）	0人 0.0%	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）人の数
平成31年度の新規利用者数（A）	0人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）人の数
【目標値】目標年度の職場定着者数（B） 目標値＝（B/A）	0人 0.0%	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）人の数

■考え方■

本町には就労定着支援事業所の新規参入が見込まれないため、現状の目標値は定めていません。

3 第5期計画での障がい福祉サービスの利用状況と見込量

■ サービスの体系

サービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。また、「障がい福祉サービス」は、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「相談支援サービス」「居住系サービス」に分類されます。

〔障害者総合支援法サービス体系〕

訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（生活訓練）
- 自立訓練（機能訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労定着支援（新規）
- 療養介護
- 短期入所（福祉型）
- 短期入所（医療型）

相談支援サービス

- 計画相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）

居住系サービス

- 自立生活援助（新規）
- 共同生活援助
- 施設入所支援

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

〔任意事業〕

- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス

※地域生活支援事業については、町で実施している事業です。

※表中の【実績】については、「第3期障がい福祉計画（平成26年度）」・「第4期障がい福祉計画（平成27から28年度実績、平成29年度見込み）」の計画と実績です。

【計画】は本計画の「第5期障がい福祉計画」のサービス見込量です。平成30年度から平成32年度までの見込量は次のとおりです。

【実績】の1ヵ月あたりの延べ量・実量は、1年間の実績を12ヵ月で割っているため、小数点以下がある場合があります。

（1）訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

■見込量の考え方■

訪問系サービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

訪問系サービスについては、だれもが望んだときにサービスを利用できるよう制度の周知、情報提供を行うとともに、サービス提供基盤の整備を図るため、既存事業者に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また、サービスの適切な利用を図るため、相談支援事業者との連携に努めます。

① 居宅介護

【サービス内容】
 居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言など全般にわたる援助を行います。
 障害支援区分1以上（障がい児においてはこれに相当する程度）の人が対象です。

【実績】 (時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
居宅介護	時間	計画	160	160	180	200
		実績	136	203	188	166
		計画比(%)	85.0	126.9	104.4	83.0
	人	計画	16	16	18	20
		実績	13	17	17	17
		計画比(%)	81.3	106.3	94.4	85.0

※平成26年度は第3期計画、平成27年度～平成29年度は第4期計画。

※実績は、1ヵ月あたりの平均値。

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	360	390	420
	人	24	26	28

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

② 重度訪問介護

【サービス内容】

重度の肢体不自由等又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言など全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人などが対象です。

【実績】

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
重度訪問介護	時間	計画	250	200	200	200
		実績	92	92	86	86
		計画比(%)	36.8	46.0	43.0	43.0
	人	計画	3	2	2	2
		実績	1	1	1	1
		計画比(%)	33.3	50.0	50.0	50.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	時間	100	100	100
	人	1	1	1

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

③ 同行援護

【サービス内容】

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定は必要ありませんが、身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上など一定の要件に該当する人が対象です。

【実績】

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
同行援護	時間	計画	40	8	8	8
		実績	0	3	5	7
		計画比(%)	0.0	37.5	62.5	87.5
	人	計画	5	1	1	1
		実績	0	1	1	1
		計画比(%)	0.0	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	時間	10	10	10
	人	2	2	2

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

④ 行動援護

【サービス内容】

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護など、行動する際の必要な援助を行います。

障害支援区分 3 以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人を対象です。

【実績】

(時間：1 ヶ月あたり延べ量、人：1 ヶ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
行動援護	時間	計 画	30	30	30	30
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス内容】
 常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺や寝たきり状態、行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを組み合わせて包括的な援助を行います。
 障害支援区分6（障がい児においてはこれに相当する程度）の人が対象です。

【実績】 (時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
重度障害者等 包括支援	時間	計 画	125	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計 画	1	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練（日中・夜間））」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（福祉型・医療型）」があります。

■見込量の考え方■

日中活動系サービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

日中活動系サービスについては、サービス提供基盤の整備を図るため、既存事業者に係る支援に努めながら、新たな事業者の参入を促します。

生活介護や就労継続支援については、障がい者の利用状況等を把握し、今後も障がい者の特性に応じたサービスの提供体制の確保に努めるとともに、適正な情報提供に努めます。

短期入所については、在宅の障がい者のいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭などにより、障がい者を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保を図り、在宅生活の支援に努めます。

また、サービスの適切な利用を図るため、相談支援事業者との連携に努めます。

① 生活介護

【サービス内容】
 常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言、その他日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
 常時介護が必要な人で、障害支援区分3（50歳以上の人は区分2）以上の人が対象です。

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
生活介護	人日	計 画	691	720	760	800
		実 績	500	501	482	490
		計画比(%)	72.4	69.6	63.4	61.3
	人	計 画	34	36	38	40
		実 績	26	26	25	25
		計画比(%)	76.5	72.2	65.8	62.5

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	600	620	640
	人	30	31	32

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

② 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

身体障がいや難病等対象者に対し、障がい者支援施設等や居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

対象者は、(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、(2) 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等です。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人日	計 画	66	22	44	66
		実 績	0	17	19	15
		計画比(%)	0.0	77.3	43.2	22.7
	人	計 画	3	1	2	3
		実 績	0	1	1	1
		計画比(%)	0.0	100.0	50.0	33.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	40	40	40
	人	2	2	2

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

【サービス内容】
 知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がい者支援施設等や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。
 対象者は、(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、(2) 特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等です。

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練 ：日中)	人日	計 画	100	66	66	66
		実 績	52	22	64	39
		計画比(%)	52.0	33.3	97.0	59.1
	人	計 画	5	3	3	3
		実 績	3	1	4	2
		計画比(%)	60.0	33.3	133.3	66.7

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (生活訓練：日中)	人日	80	80	80
	人	4	4	4

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

【サービス内容】

知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がい者支援施設等や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

対象者は、自立訓練（生活訓練・日中）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援が必要な人等です。

【実績】

（人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
自立訓練 （生活訓練 ：夜間）	人日	計 画	—	30	30	30
		実 績	30	0	0	0
		計画比(%)	—	0.0	0.0	0.0
	人	計 画	—	1	1	1
		実 績	1	0	0	0
		計画比(%)	—	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （生活訓練：夜間）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑤ 就労移行支援

【サービス内容】

就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、定められた期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
就労移行支援	人日	計画	88	44	66	88
		実績	45	56	66	53
		計画比(%)	51.1	127.3	100.0	60.2
	人	計画	4	2	3	4
		実績	2	3	4	3
		計画比(%)	50.0	150.0	133.3	75.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人日	80	80	80
	人	4	4	4

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

⑥ 就労継続支援 A 型

【サービス内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

対象者は、適切な支援をすることにより、雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人です。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	人日	計 画	66	22	44	66
		実 績	0	21	14	21
		計画比(%)	0.0	95.5	31.8	31.8
	人	計 画	3	1	2	3
		実 績	0	1	1	1
		計画比(%)	0.0	100.0	50.0	33.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (A型)	人日	20	20	20
	人	1	1	1

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

⑦ 就労継続支援 B 型

【サービス内容】	
<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。</p> <p>対象者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上、維持が期待される人で、具体的には、(1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人、(2) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人、(3) (1)・(2)に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者等です。</p>	

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
就労継続支援 (B型)	人日	計 画	640	680	720	760
		実 績	405	412	443	529
		計画比(%)	63.3	60.6	61.5	69.6
	人	計 画	32	34	36	38
		実 績	26	27	31	37
		計画比(%)	81.3	79.4	86.1	97.4

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (B型)	人日	760	780	800
	人	38	39	40

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

⑧ 就労定着支援（新規）

<p>【サービス内容】 就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する費用の給付を行います。</p> <p>※新規事業のため計画のみとなります。</p>
--

【計画】 (人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	人	0	0	0

■考え方■

就労移行支援利用実績等から見込まれる実態に合わせました。

⑨ 療養介護

<p>【サービス内容】 医療を要する常時介護が必要な障がいのある人に対し、主に昼間、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等を提供します。</p> <p>対象者は、(1)筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人、(2)筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の人です。</p>
--

【実績】 (人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
療養介護	人	計画	5	4	4	4
		実績	3	3	3	3
		計画比(%)	60.0	75.0	75.0	75.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	3	3	3

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

⑩ 短期入所（福祉型）

【サービス内容】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行います。

対象者は、(1) 障害支援区分1以上である人、(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児です。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	人日	計 画	165	70	80	90
		実 績	23	52	37	42
		計画比(%)	13.9	74.3	46.3	46.7
	人	計 画	11	7	8	9
		実 績	5	6	5	6
		計画比(%)	45.5	85.7	62.5	66.7

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（福祉型）	人日	100	110	120
	人	20	22	24

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

⑪ 短期入所（医療型）

【サービス内容】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行います。

対象者は、遷延性意識障がい児・者、筋委縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する重症心身障がい児・者等です。

【実績】

（人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
短期入所 （医療型）	人日	計 画	—	30	30	30
		実 績	0	0	16	12
		計画比(%)	—	0.0	53.3	40.0
	人	計 画	—	3	3	3
		実 績	0	0	1	1
		計画比(%)	—	0.0	33.3	33.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」があります。

■見込量の考え方■

居住系サービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

居住系サービスについては、障がい者の地域生活移行支援の観点から、とくに共同生活援助に関して新規事業者への参入を働きかけます。

施設入所支援については、障がい者の利用状況等を把握し、今後も障がい者の特性に応じたサービス提供の体制確保に努めるとともに、障がい者への適正な情報提供に努めます。

① 自立生活援助（新規）

【サービス内容】

一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な確認や助言、医療機関等との連絡調整を行い、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応も行います。

※新規事業のため計画のみとなります。

【計画】

(人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	0	0	0

■考え方■

地域移行の実績等から見込まれる実態に合わせました。

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】

障がいのある人に対し、主に夜間、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【実績】

（人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
共同生活援助 （グループホーム）	人	計 画	6	14	16	18
		実 績	8	9	8	9
		計画比(%)	133.3	64.3	50.0	50.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	16	17	18

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

③ 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

対象者は、生活介護を受けている人で、障害支援区分4（50歳以上の人）は区分3）以上の人等です。

【実績】

（人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
施設入所支援	人	計 画	17	16	16	15
		実 績	16	16	15	15
		計画比(%)	94.1	100.0	93.8	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人	14	14	13

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

■見込量の考え方■

現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

障がい福祉サービスの利用を希望するすべての人がサービスを利用することができるよう、事業者に対して相談支援専門員の人員確保等に係る支援などに努めながら、新規事業者の参入を促します。

① 計画相談支援

【サービス内容】

障がい福祉サービス利用者に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用の支援をするため「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

【実績】

(人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
計画相談支援	人	計 画	19	95	100	105
		実 績	48	89	97	100
		計画比(%)	252.6	93.7	97.0	95.2

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	105	110	115

■考え方■

利用実績や相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

② 地域相談支援（地域移行支援）

【サービス内容】

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人や、精神科病院に入院している障がいのある人等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【実績】

（人：1年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
地域移行支援	人	計 画	1	1	1	2
		実 績	1	1	0	0
		計画比(%)	100.0	100.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	人	1	1	1

■考え方■

利用実績や相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

【サービス内容】

居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等の支援を行います。

【実績】

（人：1年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
地域定着支援	人	計 画	1	0	0	1
		実 績	0	0	1	0
		計画比(%)	0.0	0.0	—	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	人	1	1	1

■考え方■

利用実績や相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 理解促進研修・啓発事業

■見込量の考え方■

現状を勘案し、今後、可能な実施体制について見込みました。

■確保策■

自立支援協議会や町内事業所等と連携を図り、障がい者等の理解を深めるための啓発活動を実施し、共生社会の実現に努めます。

【事業内容】

町広報紙や啓発パンフレット等を活用し、障がいのある人への理解促進を図ります。

【実績】

区分	単位	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計 画	無	有	有
		実 績	有	有	有

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

■見込量の考え方■

現状を勘案し、今後、可能な支援体制について見込みました。

■確保策■

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者および団体の自発的な活動の支援に努めます。

【事業内容】

障がいのある人やその家族、団体が自発的に行う活動に対し支援します。

【実績】

区分	単位	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計 画	無	無	有
		実 績	無	無	無

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

(3) 相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

■見込量の考え方■

相談支援事業については、近年の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

■確保策■

相談支援事業については、相談支援事業所との連携を強化するとともに、幅広いニーズに対応できる体制を整備します。

町民一人ひとりが、その人の実状に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の構築に努めます。

① 相談支援事業

【事業内容】
福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

【実績】 （箇所：1年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
障害者 相談支援事業	箇所	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
基幹 相談支援 センター	設置の 有無	計 画	—	無	無	無
		実 績	—	無	無	無

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業 （基本相談）	実施 見込箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業内容】
専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等を行います。

【実績】 （箇所：1年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	箇所	計 画	—	—	—	—
		実 績	—	—	—	—

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	無	無	無

③ 住宅入居等支援事業

【事業内容】
 不動産業者に対する物件斡旋依頼および家主との入居契約手続き等の支援や、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行います。

【実績】 (箇所：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
住宅入居等 支援事業	箇所	計 画	—	無	無	無
		実 績	—	無	無	無

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむることのないように支援します。

■見込量の考え方■

現在の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

■確保策■

相談支援専門員等と連携し、利用者の把握に努め、必要なサービスを提供できるよう努めます。

【事業内容】
 成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【実績】 (人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込人数	1	1	1

■考え方■

利用見込みを想定し計上しました。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)になり、障がい等により判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

■見込量の考え方■

平成30～32年度では実施の予定はありません。

■確保策■

今後、町の実状に留意し、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう、検討していきます。

【事業内容】

法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築(法人後見推進のための検討会等の実施)、適正な活動のための支援(法人後見を行う事業所の立ち上げ支援、法人後見の活動の推進に関する事業)、専門職による困難事例への円滑な対応のための支援体制の構築等を行います。

【実績】

(人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援 事業	人	計 画	—	無	無	無
		実 績	—	無	無	無

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者設置事業」「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」があります。

■見込量の考え方■

現在の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

■確保策■

意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、人材の育成、確保に努めます。また、意思疎通支援事業を周知し、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

【事業内容】

手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業です。

【実績】

(人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
手話通訳者 設置事業	人	計 画	0	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	人	計 画	6	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者設置事業	実設置 見込人数	0	0	0
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用 見込件数	0	0	0

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活をより円滑にするため、重度の障がいがある人に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活を暮らしやすくします。

■見込量の考え方■

日常生活用具給付事業は、それぞれの現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況を勘案して設定しました。

■確保策■

日常生活用具給付事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

【事業内容】						
日常生活をより円滑にするため、重度の障がい者に日常生活用具を給付します。						
【実績】						
(件：1年あたり実量)						
区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護訓練 支援用具	件	計 画	5	5	5	5
		実 績	0	0	1	2
		計画比 (%)	0.0	0.0	20.0	40.0
自立生活 支援用具	件	計 画	5	5	5	5
		実 績	1	2	4	2
		計画比 (%)	20.0	40.0	80.0	40.0
在宅療養等 支援用具	件	計 画	5	5	5	5
		実 績	1	2	4	3
		計画比 (%)	20.0	40.0	80.0	60.0
情報・意思 疎通支援用具	件	計 画	5	5	5	5
		実 績	4	3	0	3
		計画比 (%)	80.0	60.0	0.0	60.0
排せつ管理 支援用具	件 (月分)	計 画	200	300	300	300
		実 績	245	275	291	300
		計画比 (%)	122.5	91.7	97.0	100.0

【実績】

(件：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	計 画	3	3	3	3
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	300	300	300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	3	3

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる住民の養成、手話通訳者の養成を行います。

■見込量の考え方■

平成30～32年度では実施の予定はありません。

■確保策■

町の実状を踏まえ、ニーズに応じて検討していきます。

<p>【事業内容】 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。</p>
--

【実績】

(人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
手話奉仕員 養成研修 事業	実養成講習 終了見込人数 (登録見込人数)	計 画	—	4	4	4
		実 績	4	4	4	4
		計画比(%)	—	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成 研修事業	実養成講習終了 見込人数 (登録見込人数)	4	4	4

(9) 移動支援事業

一人では屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする時に、必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護・支援を行います。

■見込量の考え方■

移動支援事業は、現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況等を勘案して設定しました。

■確保策■

移動支援事業については、事業者に委託し見込量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

【事業内容】
社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

【実績】 (時間：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
移動支援事業	延べ利用時間	計画	140	320	360	400
		実績	244	283	267	300
		計画比(%)	174.3	88.4	74.2	75.0
	利用人数	計画	7	8	9	10
		実績	6	7	7	7
		計画比(%)	85.7	87.5	77.8	70.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用見込人数	8	9	10
	延べ利用見込時間	320	360	400

(10) 地域活動支援センター事業・機能強化事業

■見込量の考え方■

地域活動支援センター基礎的事業および機能強化事業は、現在のサービス利用者数をもとに設定しました。

■確保策■

地域活動支援センター事業については、事業者に委託し見込み量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

① 基礎的事業

【事業内容】 通所により、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【実績】 (箇所：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
基礎的事業 (田上町)	箇所	計 画	—	—	—	—
		実 績	—	—	—	—
	利用人数	計 画	—	—	—	—
		実 績	—	—	—	—
基礎的事業 (他市町村)	箇所	計 画	1	—	—	—
		実 績	0	—	—	—
		計画比 (%)	0.0	—	—	—
	利用人数	計 画	1	—	—	—
		実 績	0	—	—	—
		計画比 (%)	0.0	—	—	—

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業 (田上町)	実施見込 箇所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0
基礎的事業 (他市町村)	実施見込 箇所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0

② 機能強化事業

【事業内容】

基礎事業の実施とともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【実績】

（箇所：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
機能強化事業 （田上町）	箇所	計 画	—	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比 （%）	—	0.0	0.0	0.0
	利用人数	計 画	—	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比 （%）	—	0.0	0.0	0.0
機能強化事業 （他市町村）	箇所	計 画	0	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比 （%）	0	0	0	0
	利用人数	計 画	0	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比 （%）	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機能強化事業 （田上町）	実施見込 箇所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0
機能強化事業 （他市町村）	実施見込 箇所	0	0	0
	実利用 見込人数	0	0	0

(11) 任意事業

任意事業には、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」があります。

■見込量の考え方■

任意事業は、それぞれの現在のサービス利用の状況等から見込まれる利用者数を勘案して設定しました。

■確保策■

任意事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

① 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴介護を提供します。

【実績】

(箇所：1年あたり延べ量、人：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	箇所	計 画	1	—	—	—
		実 績	2	2	3	2
		計画比 (%)	200.0	—	—	—
	利用人数	計 画	—	4	5	6
		実 績	4	4	4	4
		計画比 (%)	—	100.0	80.0	66.7

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人	4	5	6

② 日中一時支援事業

【事業内容】

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担を削減することにより支援を図ります。

【実績】

(人日：1年あたり実量)

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
日中一時 支援事業	人日分	計 画	160	160	180	200
		実 績	158	153	158	160
		計画比 (%)	98.8	95.6	87.8	80.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人日分	160	170	180

第6章 第1期障がい児福祉計画

1 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな成長を支援するため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 障がい児支援の提供体制

【国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・ 保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	○ 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	○ 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

■ 考え方 ■

町単独での設置予定が難しいため、現状の目標値は定めていません。今後については、近隣市村と連携を図っていきます。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	協議の場の有無
平成30年度末時点での協議の場	有 ・ 無
考え方（想定される体制等）	
町単独での設置は難しいと考えられるため、今後、圏域において協議の場の設置ができるよう、近隣市村等、関係機関に働きかけたい。	

2 平成30～32年度 障がい児福祉サービスの見込量

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成32年度を目標年度として以下の通り設定します。

(1) 障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障がい児相談支援」があります。

■見込量の考え方■

障がい児支援のサービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

■確保策■

現在、町内に障がい児支援サービス提供事業所はありません。そのため、町内の提供体制を整えるため、自立支援協議会等で新規事業者の参入を促す方策等を検討するとともに、町外（圏域）事業所の利用がしやすくなるよう、指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、適切な情報提供に努めます。

■ サービスの体系

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 障がい児相談支援
- 居宅訪問型児童発達支援（新規）

① 児童発達支援

【サービス内容】
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
児童発達支援	人日	計 画	15	15	15
		実 績	5	4	7
		計画比(%)	33.3	26.7	46.7
	人	計 画	1	1	1
		実 績	1	1	1
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1

■ 考え方 ■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい児福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

② 医療型児童発達支援

【サービス内容】

障がい児に対して、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、その置かれている環境に応じて適切、効果的な指導、訓練、治療を行います。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
医療型 児童発達支援	人日	計 画	50	50	50
		実 績	5	0	0
		計画比(%)	10.0	0	0
	人	計 画	1	1	1
		実 績	1	0	0
		計画比(%)	100.0	0	0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

③ 放課後等デイサービス

【サービス内容】
 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進のための支援を行うとともに、放課後の居場所を提供します。

【実績】 (人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
放課後等 デイサービス	人日	計 画	60	60	60
		実 績	10	13	32
		計画比(%)	16.7	21.7	53.3
	人	計 画	3	3	3
		実 績	4	5	10
		計画比(%)	133.3	166.7	333.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	人日	120	160	200
	人	6	8	10

■考え方■

サービスの利用状況から過去3年の利用者の人数、時間数を割り出し、障がい児福祉サービス利用者の増減動向や、相談支援事業者からの情報等を勘案し、見込量を算出しました。

④ 保育所等訪問支援

【サービス内容】

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援を提供します。

【実績】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
保育所等 訪問支援	人日	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
		計画比(%)	0	0	0
	人	計 画	0	0	0
		実 績	0	0	0
		計画比(%)	0	0	0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

【サービス内容】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

※新規事業のため計画のみとなります。

【計画】

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型	人日	0	0	0
児童発達支援	人	0	0	0

■考え方■

サービスの利用状況から見込量を定めました。

⑥ 障がい児相談支援

【サービス内容】
 障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、適切なサービス利用の支援をするため『障害児支援利用計画』を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

【実績】 （人：1年あたり実量）

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
障がい児 相談支援	人	計画	4	5	6
		実績	5	6	12
		計画比(%)	125.0	120.0	200.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児相談支援	人	10	12	14

■考え方■

現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸びを勘案して設定しました。

⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

【サービス内容】
 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門等をコーディネーターとして配置します。
 ※新規事業のため計画のみとなります。

【計画】 （人：1年あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置	人	0	0	0

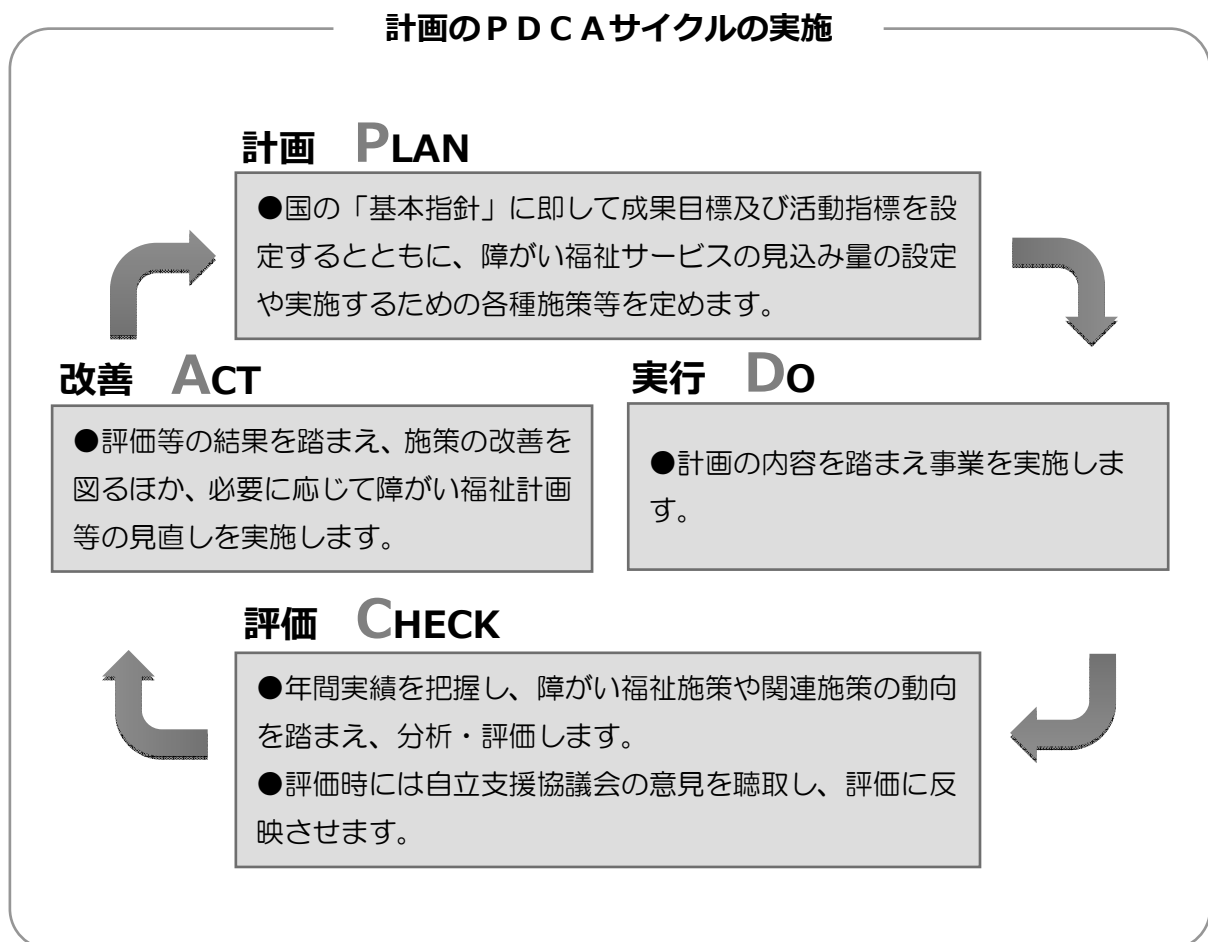
■考え方■

町単独での配置予定が難しいため、現状の目標値は定めていません。今後については、近隣市村と連携を図っていきます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の評価

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が主体となり県との連携を図るとともに、広く町民や関係団体等の協力を得ながら施策を総合的、効果的に推進し、定期的な分析及び評価（PDCAサイクル）を行います。



(1) 計画の点検・評価結果の反映

基本指針に即して定めた数値目標や障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量、地域生活支援事業に関する各事業をPDCAサイクルに沿って、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検・評価を行います。

点検・評価にあたっては、田上町障害者自立支援協議会などにおいて定期的に事業実施状況を確認することにより、施策の改善・見直しを検討します。

(2) 障害者自立支援協議会等との連携

本計画における障がい者福祉サービスによる取り組みを推進するため、障害者総合支援法に基づき、田上町障害者自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

また、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体との協力・連携を図ります。さらに、広域的な対応を必要とする障がい者のニーズについては、県及び近隣市村との連携のもと、推進していきます。